

我が家の電力自由化

電力自由化が目前に迫っています。自由化とは電力会社を自由に選ぶことができるということです。電力自由化で具体的に何が変わるのでしょうか。わが家で、新たに電力会社を選ぶには何に注意したらよいか、調べて見ました。

■なぜ電力自由化か

電力の小売り自由化は2000年から海外との料金格差是正を目的に大規模工場やオフィスビルなどで実施されてきました。2011年の東日本大震災による福島原発事故を契機として、電力供給の議論がなされ、家庭などでも小売り事業者を選べるようになりました。所管は資源エネルギー庁です。

電力取引監視当委員会の創設

消費者保護にあたっては、電力適正取引の確保、送配電部門の中立性の確保につき、大臣への意見・建議ができ、同時に事業者への勧告・あっせん・仲裁などを行う。消費者からの苦情も受け付けます。

■自由化になったら何が変わる？

2016年4月1日から電力小売り全国自由化となる。今までは日本国内が10地域ごと10社の電力会社でその地域に電力を供給していましたが、自由化でこの垣根が取れます。消費者は電力を供給する電気小売り事業者と自由に契約することができる。従来の電力会社はみなし小売り電気事業者として、従来どおり一般に電力を売ることができる。価格競争が起き、電力料金が安くなることが期待できるとされます。

■電力を買える会社はどのように見つけるの？

小売電力事業者は、経済産業省に登録が必要である。登録業者は、資源エネルギー庁のホームページ「登録小売電気事業者一覧」に掲載されています。

■登録事業者は？

2016年3月25日現在で260社余り。これからも増える可能性があります。どこの会社と契約してもよく、大規模会社か小規模会社かではよしあしは決められません。1998年から電力自由化したドイツでは、自由化当初100社余りが登録していたが、今ではおよそ10社に減少。イギリスでも同様な傾向といわれています。自由化に合わせてインターネット

上に複数の「電力価格比較サイト」が情報提供をしています。

■契約はいつするの？

自由化は 2016 年 4 月 1 日からで、契約はいつでもできます。新電力事業者と「契約しない」という選択肢もあります。新電力事業者と契約しなければ、従来の電力会社から電気は供給されます。訪問販売などでの勧誘には十分注意する必要があります。

契約締結時に書面を渡して説明し、契約締結後事業者は契約内容を記載した書面交付義務が法令で定められています。また、登録業者以外の事業者が、「媒介」「取次」「代理」を行うことが認められています。申し込みする事業者がどのような立場の事業者か、確認が必要です。現行の特定商取引法では、現行電気事業法上の一般電気事業及び特定電気事業を訪問販売等に係るクーリング・オフの適用除外としています。小売電気事業は適用除外とされていないため、原則どおり適用対象となります。

2016 年（平成 28 年）4 月 1 日以降については、小売電気事業者との契約（自由料金メニュー）は訪問販売等に係るクーリング・オフの対象となります。

太陽光パネル、電気温水器、蓄電池の契約もクーリング・オフ可能です。ただしセット販売には気をつけましょう。

例えば、携帯電話、ガス、ガソリン、流通などとのセット割引やポイント還元など、契約が複雑になっています。現在の電力会社もさまざまなサービスを打ち出していますので、本当に得かどうか、よく考えましょう。

■まず考えよう

まず、わが家の消費電力を知ること。

- 家族構成（単身者・3 世帯同居・夫婦のみの世帯など）
- 生活実態（冷暖房は電力か、石油か、ガスか。深夜電力を使用しているかなど）
- 居住地域（地域によっては新電力事業者が少ないところもある）
- どのような電力を購入したいか（例：再生可能エネルギーなど）
- 中途解約時の解約金の有無
- セット契約の中途解約時、電力以外の契約は解除されるのかどうか

■他社に乗り換えできる？

電力自由化とは、電力供給事業者を自由に選べることです。中途解約も可能ですが、中途解

約金の発生やセットの契約がどうなるのか、確認が必要です。

■事業者が倒産したら？

2020年3月までは、小売電気事業者が倒産しても、現在の電力会社から供給されます。

————— < 我が家の契約どうする？ > —————

セット割は魅力です。とはいえ、シュミレーションによれば年間数千円のお得だけで新電力と契約してよいものか。ほんとうにお得なのは大量に消費する消費者だけであるようです。サービスの内容がいつ変更されるのかもわからない状況では、当面ようすを見ることも選択肢の一つといえそうです。

電力取引監視等委員会 相談窓口 03-3501-5725

(以上)